

## 警報発令時の対応について（改定版）

### 1. 登校前の場合

- (1) 午前7時の時点で、学校のある海陽町または居住する市町村に「特別警報」または「暴風警報」, 「(大)津波警報」が発令されている場合は、その場所で待機する。
- (2) 午前10時までに、発令されていた警報が解除された場合は、安全を確認して速やかに登校する。なお、午前中の授業については、生徒の登校状況をみて対応する。
- (3) 午前10時を過ぎても、「特別警報」または「暴風警報」, 「(大)津波警報」が解除されない場合は、臨時休校とする。
- (4) その他の警報（大雨、洪水、大雪等）が発令中は、周囲に危険が予測される場合には、学校に連絡して居住地で待機し、安全が確認できる状況を待って登校する。
- (5) 通学に利用している公共交通機関（列車やバス）が不通であるときは、学校に連絡して自宅で待機し、復旧を待って登校する。午後まで不通の場合は、該当の生徒は公欠扱いとする。
- (6) 状況判断に迷ったときは、学校に連絡して指示を受ける。
- (7) その他の警報（大雨警報等）が発令され、生徒の安全確保が困難と予測される場合には、休校とすることがある。

(注意) 警報の発令の有無にかかわらず、身体的安全を最優先した行動をすること。  
異常気象時には、テレビ・ラジオの放送や海部高校ホームページの休校情報に注意すること。



URL : <http://kaifu-hs.tokushima-ec.ed.jp/>



QRコード

### 2. 登校後の場合

- (1) 登校後に「特別警報」または「暴風警報」, 「(大)津波警報」が発令された場合は、今後の見通しを考慮しながら、安全が確認できた生徒から下校させる。
- (2) その他の警報（大雨警報等）が発令された場合であっても、状況により下校させることがある。
- (3) 公共交通機関（列車やバス）が不通になることもあるので、あらかじめ保護者と相談して下校方法等を決めておくこと。

(平成30年2月1日改定)